

1 障害についての相談は

- 1 県保健福祉事務所・市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課
 - (1) 身体障害者の福祉
 - イ 市（社会）福祉事務所及び町村福祉担当課が相談窓口
 - ロ 障害福祉サービス等の給付、補装具、日常生活用具の給付などの各種サービス
 - (2) 知的障害者の福祉
 - イ 市（社会）福祉事務所及び町村福祉担当課が相談窓口
 - ロ 障害福祉サービス等の給付、重度障害児（者）の日常生活用具の給付などの各種サービス
 - (3) 精神障害者の保健・福祉
 - イ 市町村保健福祉担当課：自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の申請及び福祉サービス等に関する窓口
 - ロ 県保健所：イ以外の精神保健福祉相談等
- 2 リハビリテーション支援センター（TEL 022-784-3587）
 - (1) 身体障害者の専門的相談・判定（TEL 022-784-3589）
 - (2) 知的障害者の専門的相談・判定（TEL 022-784-3590）
 - (3) 障害者総合支援法による補装具（義肢・装具・車いす等）の処方・判定（TEL 022-784-3589）
 - (4) 地域リハビリテーションに関する相談（TEL 022-784-3588）
 - (5) 高次脳機能障害に関する相談（TEL 022-784-3588）
- 3 身体障害者相談員（各市町村で設置）
身体障害者の更生援護に関する相談・指導、身体障害者援護思想の普及
- 4 知的障害者相談員（各市町村で設置）
知的障害者の更生援護に関する相談・指導、知的障害者援護思想の普及
- 5 精神保健福祉センター
 - (1) 精神保健福祉の専門的な相談
 - (2) 精神保健福祉に関する知識の普及・調査研究
 - (3) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の交付決定
- 6 夜間こころの相談窓口（TEL 0229-23-3703）
専ら医療の必要性のない、一般的なこころの悩み等の相談
相談時間 通年（午後5時から午前2時まで）

7 県児童相談所、仙台市発達相談支援センター「アーチル」

- (1) 18歳未満の障害児の各種相談、指導、助言
- (2) 専門的、総合的な判定
- (3) 児童福祉施設への入所手続き

8 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」(TEL 022-376-5306)

仙台市北部発達相談支援センター「北部アーチル」(TEL 022-375-0110)

仙台市南部発達相談支援センター「南部アーチル」(TEL 022-247-3801)

- (1) 発達障害に関する相談支援
- (2) 発達障害のある方の発達(療育)支援、就労支援
- (3) 発達障害に関する知識の普及啓発、研修

9 宮城県障害者権利擁護センター及び宮城県障害者差別相談センター

障害者の虐待及び障害者差別に関する通報・相談窓口です。

TEL 022-727-6101

FAX 022-727-6102

メール kenriyugo@iris.ocn.ne.jp

受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日及び年末年始を除く。)

※時間外は、留守番電話、ファックス及び電子メールで対応

10 障害者でんわ相談室 (TEL/FAX 022-296-5053)

障害者でんわ相談室では、障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、身体
の危害や財産の侵害に関すること、家族や職場での人間関係など、生活全般にわたる様々
な相談に応じています。

日曜日、月曜日 正午から午後5時まで 精神障害者

水曜日、木曜日 " 身体障害者

金曜日、土曜日 " 知的障害者

※時間外・火曜日・祝日・年末年始は、留守番電話及びファックスで対応

11 相談支援事業所

障害のある方、そのご家族、介護者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護のた
めに必要な援助を行います。また、障害福祉サービスを利用される方には、サービス等
利用計画を作成し、事業者等との連絡調整を行います。

詳しい連絡先については、お住まいの市町村の障害福祉担当課にお問い合わせくださ
い。